



令和6年4月1日

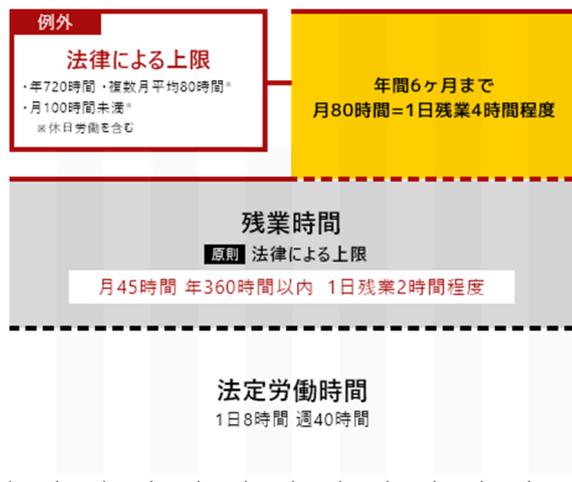
適用猶予業種の時間外労働の上限規制～令和6年4月1日より

時間外労働の上限規制とは…

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。また、臨時的な特別の事情があっても、以下を超えることはできません。

- 年720時間以内
- 複数月平均80時間以内（休日労働を含む）「2か月平均、3か月平均、4か月平均、5か月平均、6か月平均」
- 月100時間未満（休日労働を含む）

一方で、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師業務については、長時間労働の背景に、業務の特殊性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限について適用が5年間猶予されておりましたが、令和6年4月から建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の時間外労働の上限規制が適用となります。



思いっくまゝに。

※皆さま お元気ですか。春がきました、桜の開花も間近か。

※北陸新幹線金沢から敦賀へ延伸。

東京へ3時間51分、大阪へ2時間9分、30～20分短縮。
能登半島の復興へ後押し、加速化とつながれば嬉しいですね。



※4・5・6月は社会保険の算定基礎届です。

3ヶ月の平均で本年10月から翌9月までの社保等級が定まり、保険料が決まります。

※一方、労働保険（労災と雇用）の年度更新となります。

一般企業では、その間の賃金×保険料率で1年の保険料が確定します。

建設業では、工事高×労務比率×保険料率＝保険料となります。

※7月1日～10日全国安全週間です。

時折『けがには充分注意』するよう声かけを忘れないようにしましょう。



労働条件明示のルールが変わります

新しく従業員を雇う際には必ず労働条件を明示しなければなりません。
2024年4月から明示しなければならない労働条件が追加されました。
雇入れ時には明示事項に漏れのないように労働条件通知書を交付しましょう。

最低限明示しなければならない労働条件

今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	(雇入れ直後) 一般事務 (変更の範囲) ●●事務 …①
契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日~2025年3月31日) 契約の更新 有 (●●により判断する) 更新上限 有 (通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回) …③
試用期間	試用期間あり (3か月)
就業場所	(雇入れ直後) 東京本社 (変更の範囲) ●●支社 …②
就業時間	9:30~18:30
休憩時間	12:00~13:00
休日	土日、祝日 (年末年始を含む)
時間外労働	あり (月平均20時間) 裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円 (ただし、試用期間中は月給20万円) 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度 (いわゆる「固定残業代」) を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円 ((2)の手当を除く額) (2) ■■手当 (時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給) (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社
(派遣労働者として雇用する場合のみ)	(「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。)

①・② 就業する業務内容と就業場所の変更の範囲

全ての労働条件の締結および有期労働契約の更新ごとに、雇入れ直後の就業場所と業務の内容に加え、将来の配置転換などによって変わる可能性がある就業場所と業務の範囲を明記します。

③ 有期労働契約の場合、更新上限の有無と通算契約期間または更新回数の上限、更新する場合の条件を具体的に明記します。

もし、地震が起こったら…能登半島地震の訓え

新しい年が明けて「今年もがんばるぞ!!」と迎えたのも束の間
突如の強い揺れで建物の倒壊、液状化、津波、火災と能登半島を襲った。
明日はわが身である。

地震の心得を肝に銘じよう。

- ① まず、身の安全 (机の下にもぐる)
- ② すばやく、火の始末
- ③ 火が出たら、初期消火
- ④ あわてて、外へ飛び出さない
- ⑤ 戸を開けて、出入口を確保
- ⑥ 危険な場所へ、近寄らない
- ⑦ 山崩れ、がけ崩れ、浸水害に注意
- ⑧ 避難は、歩いて
- ⑨ 正しい情報で、行動
- ⑩ 協力し合って、応急救護

生命を最優先